

育児・介護のための支援制度（職員）

制度	取得対象		妊娠 産休 出産 産休 1歳 3歳 小学 小6						介護	制度概要
	男性	女性	開始	明け			入学	修了		
	有給・無給									
妊娠 出産 のための 制度	休憩時間の短縮	○ ○		妊娠中期間		未就学児の養育、小学生の送迎				未就学児の養育・小学生の送迎・妊娠中職員の交通機関混雑の回避のため、休憩時間を短縮できる
	妊産婦の勤務制限	○ ○		妊産婦の期間						時間外勤務、深夜勤務、休日勤務を制限できる
	妊産婦の業務制限	○ ○		妊産婦の期間						医師等により、妊娠中又は出産後の症状に関して指導を受けた旨の申出があった場合等、所属長が業務の制限等の必要な措置を行う
	妊産婦の健康診査、保健指導	○ ○		妊産婦の期間						妊産婦である職員が健康診査・保健指導を受けるため勤務しないことができる
	妊娠中の休息・捕食	○ ○		妊娠中期間						母体等の健康保持のため、適宜休息し又は捕食するために必要な時間、勤務しないことができる
	妊娠中の通勤緩和	○ ○		妊娠中期間						通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体等の健康保持に影響があると認められる場合は、始業、終業時に勤務しないことができる 【1日を通じて1時間を超えない範囲内】
	産前休暇【特別休暇】	○ ○		産前6週間（多胎出産の場合は14週間）						6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合の休暇（出産日まで）
	産後休暇【特別休暇】	○ ○		産後8週間						出産した場合の休暇（出生日の翌日から8週間を経過する日までの期間）
	不妊治療	○ ○								不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 【1の年において5日（当該通院等が体外受精等の不妊治療の場合は10日）の範囲内】
育児 のための 制度	育児（保育）時間休暇【特別休暇】	○ ○		1歳未満まで						授乳や託児所等への送迎等を行う場合 【1日2回それぞれ30分以内 ※1日1回1時間の取得可】 男性職員は配偶者（妻）が取得した時間を差し引いた時間の範囲内で取得できる
	妻の出産に伴う休暇【特別休暇】	○ ○		出産後2週間内で2日						妻の出産に係る入院の付添い等のために勤務しない場合 【妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内で2日の範囲内】
	育児参加のための休暇【特別休暇】	○ ○		出産予定日6週間前から出産の日後1年期間内で5日						妻が出産する場合に出産に係る子、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 【出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産の日後1年を経過する日までの期間で5日】
	子の看護休暇【特別休暇】	○ ○		小学校就学前まで						小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合 【1暦年において5日の範囲内（対象となる子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間】
	育児休業	○ ○		3歳未満まで						3歳（任期付研究員にあっては1歳6ヶ月。特別な理由がある場合は2歳）に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するため一定期間休業できる 【出生時育児休業を2回に分割して申出可能】
	育児短時間勤務	○ ○		小学校就学前まで						小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するために1日の勤務時間あるいは週の勤務時間の一部を勤務しないことができる 未就学児を養育するため、通常より短い勤務時間（週19時間25分等）で勤務すること
	育児部分休業	○ ○		小学校就学前まで						小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を養育するために1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる 【1日2時間以内】

制度	取得対象		妊娠 開始	産休 開始	出産 明け	産休 1歳	3歳	小学 入学	小6 修了	介護	制度概要
	男性 有給・無給	女性 有給・無給									
育児・介護のための制度	深夜勤務の制限	○ ○ -						小学校就学前まで		介護	子の養育又は家族の介護を行う職員について、深夜勤務（午後10時から翌日5時まで）を制限できる
	時間外勤務の制限	○ ○ -						3歳未満まで		介護	子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務を制限できる
		○ ○ -						小学校就学前まで		介護	子の養育又は家族の介護を行う職員について、時間外勤務を月24時間、年150時間以内に制限できる
	休憩時間の短縮	○ ○ -						小学校就学前まで (送迎は小六まで)		介護	小学校就学の始期に達する前までの子の養育、小学校就学している子の送迎、介護する職員について、休憩時間を短縮できる
	早出遅出勤務	○ ○ -						小学校就学前まで (送迎は小六まで)		介護	小学校就学の始期に達するまでの子の養育、小学校に就学している子の送迎、介護する職員について、早出遅出勤務をさせることができる
フレックス勤務	○ ○ -							小学校6年生までの子		介護	小学校に就学している子を養育している職員、介護休暇の対象となる職員は、コアタイム及び勤務を要しない日の特例を設けないことができる
介護のための制度	介護休暇【特別休暇】	○ ○ 有給								介護	要介護対象家族を介護その他の世話をする場合 【1暦年において5日（要介護者が2人以上の場合1暦年において10日）の範囲内】
	介護休業	○ ○ 無給								介護	要介護対象家族1人につき一の要介護状態ごとに通算6月（任期付研究員にあっては要介護対象家族1人につき通算93日）の期間内において休業できる（3回を上限として分割取得可能）
	介護短時間勤務	○ ○ 無給								介護	要介護状態にある対象家族を介護するため、6月（任期付研究員等にあっては93日）の期間内において1日の勤務時間あるいは週の勤務時間の一部を勤務しないことができる
	介護部分休業	○ ○ 無給								介護	要介護対象家族1人につき一の要介護状態ごとに（任期付研究員にあっては要介護対象家族1人につき）利用開始から連続する3年の期間内において、30分（始業又は終業までの連続した2時間の範囲内）を単位として休業できる